覚醒剤原料取扱者指定申請書類記載要領

１　覚醒剤原料取扱者

覚醒剤原料を譲り渡すことを業とし，又は業務のため覚醒剤原料を使用する者。

２　資格要件

　次の（１）から（３）のいずれかに該当する者

（１）　薬機法に基づく『製造販売業』、『製造業』、『薬局開設』、『店舗販売業』若しくは『卸売販売業』の許可を受けた者

（２）　覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者

（３）　香料若しくは化学薬品の製造業者若しくは販売業者、又は石鹸の製造業者

３　根拠法令

・覚醒剤取締法　第３０条の５（準用第４条第2項）

・覚醒剤取締法施行規則　第９条

４　手数料　１３，３００円（千葉県収入証紙）

５　添付書類

（１）　保管場所を中心とした平面図（保管庫の位置を明示）

（２）　保管庫の立体図

（３）　申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し

（４）　登記事項証明書（申請者が、次の①又は②に該当する法人の場合のみ必要。ただし、薬機法に基づく製造販売業、製造業、薬局開設、店舗販売業又は卸売販売業の許可を受けた法人を除く。）

① 香料又は試薬等の化学薬品として譲り渡すことを業とする者

② 香料若しくは化学薬品の製造業者若しくは販売業者、又は石鹸の製造業者

６　その他

（１）　申請者が法人の場合は、氏名欄に、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

（２）　取扱品目欄には、一般的名称を記載すること。

（３）　参考事項欄には、覚醒剤取締法施行規則第９条第４号に規定する者のいずれに該当するかの別及びその業種名その他参考となるべき事項を記載すること。

７　提出部数　正本１部、副本（写し）１部

（千葉市、船橋市、柏市内に業務所のある者は１部）

８　提出先

（１）　千葉市、船橋市、柏市内に業務所のある者

〒２６０－８６６７　千葉県千葉市中央区市場町１－１

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班　TEL：０４３－２２３－２６２０

（２）　上記以外に業務所のある者

管轄の保健所（健康福祉センター）